

中津川市障がい者活躍推進計画

(令和5年度～令和8年度)

令和5年2月

中津川市

1. 計画の策定趣旨

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、障がい者が職業を通じて社会参加を進めていけるよう、中津川市役所（事業主）として活躍の場の拡大のための取組を不断かつ着実に進めていくため、「中津川市障がい者活躍推進計画」を策定しました。

障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、中津川市全体で取り組んでいくことが重要です。

本計画のもと、障がいのある職員一人ひとりがその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮し、長期に定着することができる職場環境を築いていきます。

2. 計画期間

本計画の期間は、中津川市定員適正化計画（見直し後）の計画期間と合わせて、令和5年度から令和8年度の4年間とします。

3. 計画の実施

(1) 目標

項 目	目 標
雇 用 率	【(各年度)6月1日時点の法定雇用率】 達成する (参考) 令和4年度の法定雇用率: 2.60%、本市の実雇用率: 2.60% (評価方法) 任免状況通報による把握・進捗管理
定 着	【職場の配慮不足を起因とする不本意な離職者】 生じさせない (評価方法) 自己申告書や定期的な面談等による状況把握

(2) 具体的な取組内容

①障がい者の活躍を推進する体制整備

項 目	取 組 内 容
組 織 面	<p>○障害者雇用推進者として、人事担当課長を選任します。</p> <p>○障害者職業生活相談員として、人事担当職員を選任します。</p> <p>○障がいのある職員が働きやすく、継続して勤務できる職場環境を整えるため、人事部門と庁舎管理部門において検討会を実施します。</p>
人 材 面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む。）には、岐阜労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。</p>

②障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

職 場 環 境	<p>○障がいのある職員が利用しやすい施設整備を検討します。</p> <p>○自己申告書や定期的な面談等により必要な配慮等を把握し、過重な負担にならない範囲で適切に措置を講じます。</p>
募 集 ・ 採 用	<p>○障がい者を対象とした採用試験を実施します。</p> <p>○なお、募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障がいを排除すること。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入を実施すること。
キ ャ リ ア 形 成	<p>○障がいの特性に配慮し、配属先や業務内容を選定します。</p> <p>○障がいの有無により配属先を限定しません。</p> <p>○障がいの有無により受講できる研修を限定しません。</p>
そ の 他	<p>○在職中に疾病・事故等により障がい者となった職員について、円滑な職場復帰のために必要な配慮等を行います。</p>

③その他

	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。</p>
--	---